五七・〇四	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）	(10)	
五七〇五・〇〇	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（製品にしたものであるかないかを問わないものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	(10)	
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布		
五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）	(11)	
五八・〇二	テリータオル地その他のテリー織物類（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）		
	テリータオル地その他のテリー織物（綿製のものに限る。）		
五八〇二・一一	漂白してないもの	(11)	
五八〇二・一九	その他のもの	(11)	
五八〇二・二〇	テリータオル地その他のテリー織物（その他の紡織用繊維製のもの）	(11)	
五八〇二・三〇	タフテッド織物類	(11)	CC又は生地が一方若しくは双方の締約国の区域内において生機から浸染され若しくはなせんされ、かつ、完全に仕上げられたものであること。
五八〇三・〇〇	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）	(11)	
五八・〇四	チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までの編物を除く。）	(11)	
五八〇五・〇〇	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）	(11)	
五八・〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）	(11)	
五八・〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、しゅうしたものを除く。）	(11)	
五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあっては、しゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品	(11)	
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	(11)	
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）	(11)	
五八一一・〇〇	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゅう布を除く。）	(11)	

第五九類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品		
五九・〇一	書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類		
		(12)	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・一一項、第五二・一二項、第五三・〇九項までの各項、第五四・〇一項、第五五・〇一項、第五五・一二項、第五五・一六項までの各項及び第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）
五九・〇二	タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強力糸のものに限る。）		
五九・〇三	紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	(10)	
五九・〇四	リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切ってあるかないかを問わない。）	(10)	
五九〇五・〇〇	紡織用繊維の壁面被覆材	(10)	
五九・〇六	ゴム加工をした紡織用繊維の織物類（第五九・〇二項のものを除く。）	(10)	
五九〇七・〇〇	その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したもの（限る。）及び劇場用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類	(10)	
五九〇八・〇〇	紡織用繊維製の芯（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）	(10)	
五九〇九・〇〇	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したもの及び他の材料の附属品を有するものを含む。）	(10)	
五九一〇・〇〇	伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）	(12)	
五九・一一	紡織用繊維の物品及び製品（この類の注7のものに限る。）（技術的用途に供するものに限る。）		
五九一一・一〇	フェルト、フェルトを張り付けた紡織用繊維の織物及び紡織用繊維の織物類で、ゴム、革その他の材料を塗布し、被覆し又は積層したもののうち釘布に使用する種類のもの並びにこれらに類する織物類でその他の技術的用途に供する種類のもの（ゴムを染み込ませたベルベット製の細幅織物で、機織用のスピンドル（ビーム）の被覆用のものを含む。）	(10)	
五九一一・二〇	ふるい用の布（製品にしたものであるかないかを問わない。）	(10)	
	エンドレス状又は連結具を有する紡織用繊維の織物類及びフェルト（製紙用、パルプ用、石綿セメント用その他これらに類する用途に供する機械に使用する種類のものに限る。）		
五九一一・三一	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム未満のもの	(10)	
五九一一・三二	重量が一平方メートルにつき六五〇グラム以上のもの	(10)	